

令和8年度つくば市インターンシップ事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、つくば市（以下「市」という。）が行うインターンシップ（以下「インターンシップ」という。）に関する基本的な事項について定める。

(目的)

第2条 インターンシップは、学生に行政事務の就業体験等の機会を提供することにより、市政に対する理解の促進、実社会に即した職業意識の醸成を図るとともに、市職員の資質向上を目的として行う。

(対象者)

第3条 インターンシップの対象者は、大学院、大学、短期大学、専門学校及び高等学校（以下「大学等」という。）の学生及び生徒（以下「学生等」という。）とする。

(申込方法)

第4条 学生等は、「つくば市インターンシップ申込書」（様式第1号）及びその他必要事項を、市が指定する期日までにいばらき電子申請システムから提出する。

(受入調整及び受入決定の通知)

第5条 市は、前条に規定する申込みについて、受入調整及び選考を行い、受入可否について学生等に通知する。受入をする学生等については、「つくば市インターンシップ受入決定通知書」（様式第2号）により行う。

(実習期間、実習日数及び実習時間)

第6条 インターンシップの実習期間は、原則として、令和8年(2026年)8月3日(月)から令和8年(2026年)9月25日(金)までとする。

- 2 実習日数は、原則として、前項に規定する期間のうち5日を上限とする。
- 3 実習時間は、インターンシップ実習生（以下「実習生」という。）の受入担当

先の業務内容等により定める。

(実習生の身分)

第7条 実習生は、実習期間中、大学等における学生等の身分を有し、市職員としての身分を有さない。

(報酬等)

第8条 市は、実習生に対し、賃金、報酬、手当、旅費その他一切の金品を支給しない。

(実習生の服務)

第9条 実習中の服務は、次のとおりとする。

- (1) 実習生は、実習に関して市職員の指示に従い、実習時間中は実習に専念しなければならない。
- (2) 実習生は、市職員が遵守すべき法令及び規則等に従わなければならない。
- (3) 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。
- (4) 実習生は、実習中に知り得た秘密を第三者（大学等を含む。）に漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

(事故災害時の対応)

第10条 実習生は、実習中の事故等に備えて災害傷害保険及び賠償責任保険に加入し、保険の加入に当たり生じる保険料は、実習生が負担するものとする。

2 実習中における事故等により実習生が傷害を負った場合は、前項における実習生が加入する保険により補償するものとする。

3 実習生が、故意又は過失により市又は第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理するとともに、必要な補償は同条第1項に規定する実習生が加入する保険により補償するものとする。

4 実習生が、第三者に対して与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

(誓約書)

第11条 実習生は、実習開始前までに、第9条及び前条の規定を遵守することを

誓約する「誓約書」（様式第3号）を市へ提出する。

（実習の中止）

第12条 市は、実習生がこの実施要領に違反する行為を行った場合、その他実習を継続しがたい事由が生じた場合は、実習を中止することができる。

2 前項の規定により実習を中止する場合、市は大学等にその旨を通知する。

（その他の事項）

第13条 この要領に定めのない事項及びこの要領に関して疑義が生じた事項は、市と実習生が協議して決定するものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、令和8年(2026年)4月9日から施行する。